

3章 分野別施策

見沼田圃づくりの基本方針に基づいて、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動の6つの分野別に、個別施策の具体的な方針・内容等を示します。
 分野別施策の体系

テーマ：農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”

目標：農業生産の場を維持しながら、来訪者の憩いの場、自然とのふれあいの場とし

見沼田圃の将来の姿	見沼田圃づくりの基本方針	
		土地利用
<p>農を元気にする</p> <p>農業者と来訪者の協力のもと元気で魅力ある農が行われています</p> <p>地域を楽しくする</p> <p>首都圏各地から大勢の人が見沼田圃を訪れています</p> <p>心を豊かにする</p> <p>多くの人々が健康で豊かなライフスタイルを楽しんでいます</p> <p>子どもを育てる</p> <p>子どもたちが見沼田圃で様々なことを学んでいます</p> <p>みどりを増やす</p> <p>見沼田圃の中に緑地や水辺など市民の憩える場所が増えています</p> <p>地球環境を守る</p> <p>農地、斜面林、水辺空間など貴重な自然環境が守られています</p>	<p>自然環境</p> <p>農</p> <p>歴史・文化</p> <p>観光・交流</p> <p>教育・市民活動</p>	<p>1) 土地利用の管 土地利用の規制</p> <p>2) 防災施設の整 治水・遊水施設</p> <p>3) 地区内の環境 歩行空間の整備</p> <p>1) 斜面林の保全 特別緑地保全地</p> <p>2) 水辺環境の保 見沼代用水の通</p> <p>3) 公園・緑地等 ネットワーク形 並木道や水路等</p> <p>4) 景観農業振興</p> <p>5) 広域的なエコ 大規模で多様性</p> <p>6) 植生、動物相</p> <p>1) 農地の保全 耕作放棄地の解</p> <p>2) 市民との連携 後継者・担い手</p> <p>1) 歴史・文化遺 歴史・文化遺産</p> <p>2) 農村文化の保</p> <p>1) 拠点となる公 合併記念見沼公 生態系の保全再 芝川第一調節池</p> <p>2) 利活用の拠点 民家や蔵など</p> <p>3) 歩行者・自転 広域的な散策ネ 見沼田圃の周遊</p> <p>4) P R・情報発</p> <p>1) 教育の場とし</p> <p>2) 市民活動団体</p> <p>3) 市民農園・観</p>

て、良好な環境を未来の子どもたちに残し、さいたま市民の「しあわせ倍増」へ

分野別施策

理

・誘導ルールを検討 荒れ地や耕作放棄地などの環境管理の検討

備・機能強化

の整備・機能強化 防災施設の整備・機能強化

障害要素の解消

や交通規制の検討 ゴミの不法投棄対策の強化

区、自然緑地・保存緑地等の指定の推進 県の「見沼田圃公有地化推進事業」の対象の拡大
全・回復

水の維持・活用 湿地や水辺の自然植生の保全・復元の促進

のネットワークの形成

成に向けた配置計画に基づく公園・緑地等の整備 緑道による公園・緑地等のネットワーク形成

を活用したネットワークの形成

地域整備計画など田園環境保全の総合的な計画策定

ロジカルネットワークの形成

に富んだ緑地空間の保全 斜面林や農地、用水、河川を主体としたネットワーク形成 特定外来生物の駆除

などの自然環境調査の定期的実施

消・活用 市民と農業者の協働による環境管理

による農業の振興

に対する支援 都市型農業の確立に向けた支援 地産地消の推進 農業に関する啓発活動の推進

産の保全・活用

の保全 来訪者の憩いの場としての歴史・文化遺産の活用

護・伝承

園・緑地の整備

園を中心とした整備の推進 既存の公園・緑地の充実 計画公園・緑地の整備

生、スポーツなどの社会的ニーズに合わせた改修

の生態系配慮、レクリエーションの場としての活用要請

の整備

既存の建物等を活用した拠点の整備 新たな施設による利活用拠点の整備 来訪者が憩える休憩施設等の整備

車ネットワークの形成

ットワークの形成 案内サインの整備 見沼代用水沿いの遊歩道整備

歩道、サイクリングロードの整備 コミュニティサイクルの導入の検討

信の充実

での活用

の活動支援

光農園等の充実

1) 土地利用の管理

土地利用の規制・誘導ルールを検討

無秩序な開発や宅地化の進行を抑制し、見沼田圃の良好な農地・緑地などを維持・保全するため、開発や宅地化など土地利用を適切に規制・誘導するための仕組み・制度・ルールづくりについて検討を進めます。



写真 見沼田圃とさいたま新都心
(出典：さいたま市農業振興ビジョン改訂版)



写真 良好な農地・緑地
(出典：見沼たんぼのホームページ)

荒れ地や耕作放棄地などの環境管理の検討

長期にわたり担い手がいない、荒廃が進行しているなどの理由から、農地としての復元が困難である荒れ地や耕作放棄地については、土地所有者と関係各課の協議により、法令を遵守しながら湿地や草地などとして管理することについて検討を進めます。



写真 見沼田圃の荒れ地の例
(出典：見沼たんぼのホームページ)



写真 耕作放棄地を湿田・湿性草地とした事例
耕作放棄地にたんぼ池や土水路を整備し湿田環境を回復し、
草の高さを調整した湿性草地を形成

(出典：佐倉市ホームページ)

2) 防災施設の整備・機能強化

治水・遊水施設の整備・機能強化

芝川や加田屋川などの河道改修や芝川第1調節池の整備を進め、大雨時の洪水対策に備えるとともに、公園等の公共施設整備に合わせた遊水池の整備や既存の遊水池の機能強化を進めます。



写真 芝川の改修前(左)と改修後(右) / 大道西橋付近

(出典：埼玉県ホームページ)



写真 芝川第1調節池

(出典：埼玉県ホームページ)

防災施設の整備・機能強化

見沼田圃内の学校、公園等の公共施設やグラウンドなどのオープンスペースを広域避難場所、災害復旧拠点として位置づけ、見沼田圃周辺部において非常用設備や資機材の備蓄等を進めます。また、延焼遮断機能の計画的な配置を図るため、公共施設等の緑化を推進します。



写真 見沼グリーンセンター・市民の森

(出典：さいたま市都市景観形成基本計画)

3) 地区内の環境阻害要素の解消

歩行空間の整備や交通規制の検討

安全で回遊性の高い歩行者空間や自転車の交通環境などを確保に向けて、歩行者・自転車動線と自動車動線を分離する道路の役割分担の検討や、地区内道路への自動車交通の流入を抑制するための通行止め等の交通規制の導入などを推進します。



写真 最高速度の区域規制と物理的
デバイスの設置例 / イギリス
(出典：コミュニティ形成マニュアル)



写真 氷川参道交通実験例 /
本市



写真 歩車分離の社会実験例 / 旧大宮市
(出典：コミュニティ実践マニュアル)

ゴミの不法投棄対策の強化

ゴミの不法投棄を防止し、快適な生活環境を守るため、「さいたま市ごみ不法投棄撲滅大作戦推進方針」等に基づいて、ボランティアなどの市民との協働によるパトロールや清掃活動の強化、不法投棄防止看板や監視カメラの設置を行い、監視体制を強化します。



写真 緑区見沼田んぼ
キレイきれい大作戦
(出典：産経新聞ホームページ)

1) 斜面林の保全

特別緑地保全地区、自然緑地・保存緑地等の指定の推進

見沼田圃周辺の斜面林は、開発の影響により減少し続けており、法的な樹林地の担保による早急な保全が課題となっています。

市では平成 18 年（2006 年）に見沼田圃周辺の斜面林の一部である大和田緑地公園（約 1 万 3 千㎡）を都市緑地法による特別緑地保全地区に指定しており、この他、一部の斜面林を市の条例による自然緑地・保存緑地、県の条例によるふるさとの森に指定していますが、未指定の斜面林が多く残されています。またこれらの条例による指定緑地は所有者の意向により解除される可能性もあり、担保性には課題があります。

そのため、見沼田圃周辺の斜面林の範囲を明確にした上で、市全体の緑の保全を目的とした寄付金等による基金の創設について調査・研究を進め、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林などの法的に担保できる制度・事業を活用し、斜面林の保全を図ります。



写真 斜面林
（出典：見沼たんぼのホームページ）

県の「見沼田圃公有地化推進事業」の対象の拡大

これまで県の見沼田圃公有地化推進事業では、農地を中心に公有地化を進めてきましたが、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」には行政の役割として見沼田圃の積極的な保全が示されているため、公有地化推進事業の対象に斜面林を含めて拡大し、特に開発の影響が大きい地域の斜面林の公有地化を県へ要請します。

2) 水辺環境の保全・回復

見沼代用水の通水の維持・活用

見沼田圃では水田の減少により、見沼代用水からの取水が減少し、河川に排水される水量が減少しているため、芝川、加田屋川の水質の維持改善が課題となっています。

また、農業用水は灌漑だけではなく、生物多様性、水質、景観、生活環境の保全等の多面的な機能を有しているため、農業用水による見沼代用水からの取水、水田への湛水、芝川・加田屋川への排水という水循環の維持が必要です。

そのため、環境の改善や多面的機能の発揮に向け、見沼代用水における冬期通水の実施により年間を通した適量の水の流れを確保するとともに、既存の農業用排水路等を活用した見沼代用水からの通水により、耕作放棄された水田への湛水によるビオトープの創出や公園・緑地の池などでの使用について検討します。



写真 ビオトープ

(出典：合併記念見沼公園パンフレット)

湿地や水辺の自然植生の保全・復元の促進

芝川・加田屋川の河川改修に当たって、瀬と淵、ワンド、河畔林などを保全し、コンクリート護岸は必要最小限の設置区間とすることで、河川本来の多様性に富んだ自然環境を保全・創出します。具体的には河川改修と併せて、河川の蛇行区間を整備する、アシなどの湿生植物の植生基盤を保全する、川幅の広い区間では河畔林を植栽するなどの取組を検討します。また、重要種の生息・生育がみられる場合には、必要に応じてその保全や増殖のための措置を行います。

芝川第1調節池でも生物の生息生育環境に配慮した整備を推進し、芝川・加田屋川の河川改修との連携により、水辺のエコロジカルネットワークを形成します。



写真 加田屋川

(出典：見沼たんぼのホームページ)

また、見沼代用水について、利水のために求められる水量、水質、安全性を確保した上で、さいたま緑のトラスト保全第1号地区における見沼代用水の原形保存と同じく、コンクリート護岸を自然護岸へ復元することが特に求められる区間を調査し、関係者との協議により、自然護岸へ復元を検討していきます。



写真 トラスト保全第1号地
(出典：見沼たんぼのホームページ)

3) 公園・緑地等のネットワークの形成

ネットワーク形成に向けた配置計画に基づく公園・緑地等の整備

緑の基本計画における緑の配置方針に基づき、市全域のネットワークの一部として見沼田圃の水と緑のネットワークを形成する視点から、見沼田圃及びその周辺における公園・緑地等の配置計画を策定し、新たな公園・緑地等の整備を推進します。また、公園や学校、公共施設など公共空間の緑化も積極的に推進します。



配置する緑	
■緑のシンボル 広域的な都市の環境の改善や生き物の生息地、自然とのふれあい、防災など、多くの機能を持つ特徴的な緑で、さいたま市を象徴する緑を位置づけます。	見沼田圃シンボル緑 見沼シンボル緑 元見沼シンボル緑
●緑のシンボル緑	
■緑の骨幹軸 地域の骨格をなしている河川・水路と周辺の緑を位置づけます。	
■市街地を包む緑 低地部にあって都市を包むように位置している広がりのある緑と、緑地、農地などがまとまっており、武蔵野の景観を醸成する緑を位置づけます。	低地部の広がりのある農地 武蔵野の景観を醸成する緑
■緑の核 市民のさまざまな利用や活動の拠点となる公園緑地を主体とした緑のオープンスペースを位置づけます。	都市の緑の核
■緑のまちなみ形成ゾーン 緑の特性や土地利用の方向、課題などを踏まえ、保安・活用・創出するゾーンの緑を位置づけます。	緑の保全・育成ゾーン 緑の保全・活用ゾーン 緑の創出ゾーン
■緑の都心・副都心 都市の都心となる地区の緑を位置づけます。	
■歴史・文化の緑 歴史・文化遺産と一体となった緑を位置づけます。	
■緑と緑の核 駅と駅周辺の花や緑を位置づけます。	
■緑の葉 緑の骨幹軸を東西に結ぶように連なる一帯の緑を位置づけます。	
■緑の道 歩行者が安全で快適に歩くことができる緑の道などを位置づけます。	緑の道軸 緑の散歩道 緑道帯

図 緑の配置方針図 (出典：さいたま市緑の基本計画改訂版)

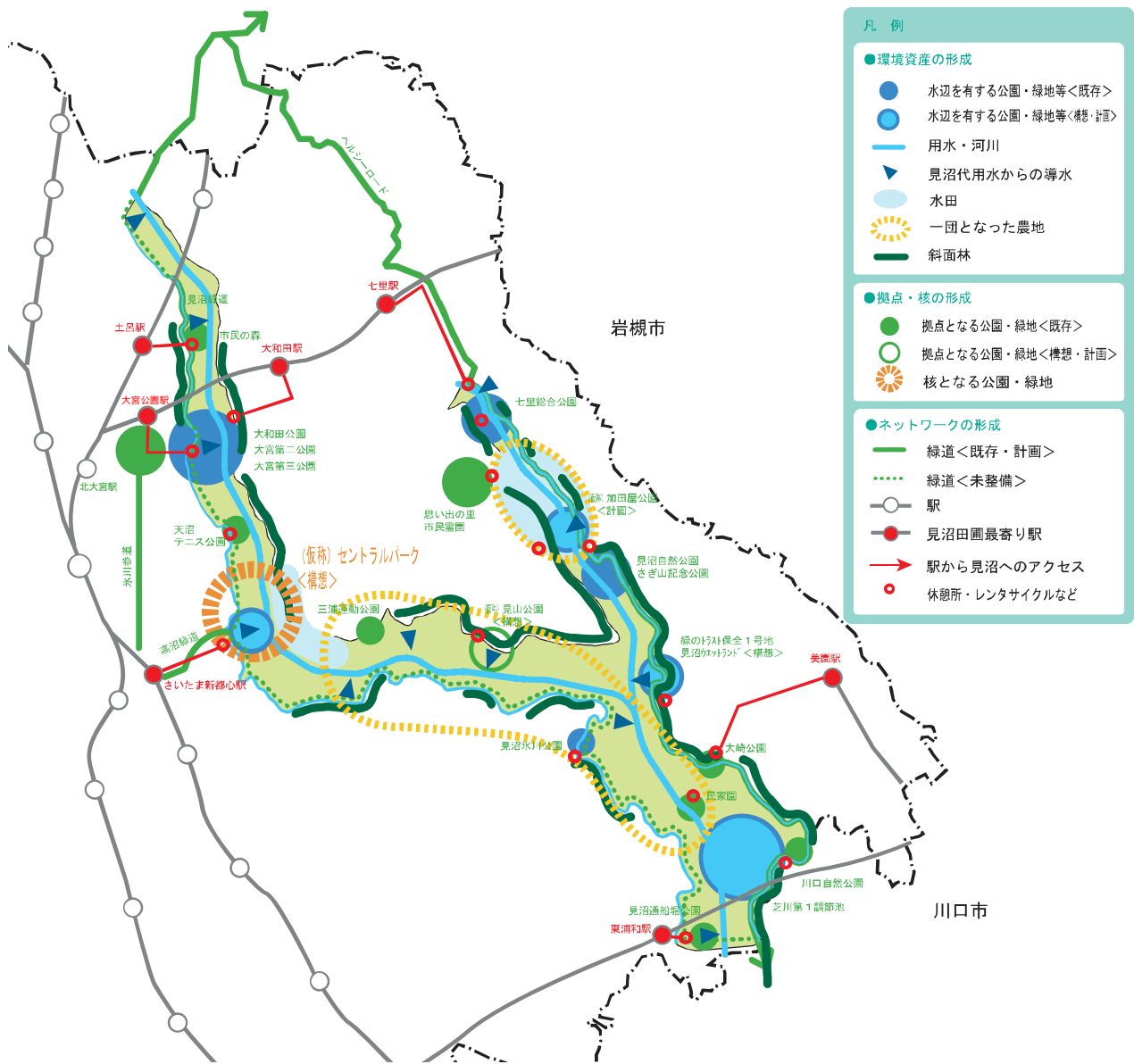


図 「水と緑のネットワーク」の実現化方策の展開例
 (出典：見沼新時代へ 見沼田圃の将来像とセントラルパーク基本構想に関する提言)

緑道による公園・緑地等のネットワーク形成

大規模緑地空間としての連続性を確保するため、都市公園整備や農地の保全により面的な緑地の確保ができない場合には、点在している公園・緑地等を線的につなぐ緑道の整備などによるネットワーク形成について推進します。

並木道や水路等を活用したネットワークの形成

都市公園事業、道路事業、河川事業、土地改良事業などの多様な事業主体の連携により、緑道整備、道路の街路樹や堤防の並木の植栽、農業用水路の自然化などの事業を連続的に実施し、水と緑のネットワークを形成します。



写真 見沼代用水の桜並木
 (出典：さいたま市緑の基本計画改訂版)

4) 景観農業振興地域整備計画など田園環境保全の総合的な計画策定

農地、斜面林、河川等が一体となった良好な田園景観の保全に向けた総合的な計画として、景観法に基づく景観計画・景観農業振興地域整備計画などの策定について検討を進めます。具体的には、見沼田圃の水田や畑、道路、見沼代用水やその他の農業用水路について、農業生産の面からだけでなく、自然環境保全や田園景観の形成などの多面的機能から農地を評価し、伝統的農業施設の保全・復元や、並木道、遊歩道の整備、景観に配慮した土地利用のあり方などの計画を策定します。

また、新たな都市計画道路などの整備にあたっては、良好な田園景観を阻害しないよう、道路沿道の開発の抑制や生態系への配慮など周辺環境との調和に配慮します。



写真 加田屋新田の景観
(出典：見沼たんぼのホームページ)

5) 広域的なエコロジカルネットワークの形成

大規模で多様性に富んだ緑地空間の保全

見沼田圃は斜面林や見沼代用水、河川、水田、畑や公園など、多様性に富んだ大規模緑地空間であり、個別の事業・制度による樹林地、農地等の保全だけでなく、見沼田圃全体としての保全が課題となっています。

また、見沼田圃は、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」の実現に向けた事業手法検討モデル地域として選定されており、首都圏においても重要な緑地と考えられていることから、多様性に富んだ大規模緑地空間として、近郊緑地保全区域などの区域指定を国に要請します。

斜面林や農地、用水、河川を主体としたネットワーク形成

見沼田圃の特徴のひとつは見沼代用水から取水し、農地を灌漑し、河川へ排水する水循環であり、景観、生態系、伝統文化、都市の熱環境や水質などにおいて、斜面林とともに重要な要素となっています。現在この水循環は水田の減少による見沼代用水からの取水の減少により縮小傾向にあるため、土地改良区と農業委員会、市の連携により、見沼代用水からの通水、耕作放棄水田への湛水、年間を通した通水などにより、農地、用水、河川を主体としたネットワークの再生を図ります。

特定外来生物の駆除

芝川・加田屋川の一部には、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクといった特定外来生物の繁茂がみられ、重要種を駆逐して河川環境を変化させるなど、河川や水路を軸とした生態系ネットワーク形成を図る上で障害となっています。また、動物についてもアライグマなどの特定外来生物の生息が確認されています。

アレチウリなど植物の特定外来生物については、ある程度駆除の手法が確立しており、地域の市民団体やボランティアとの協働により駆除を実施していきます。特定外来生物を駆除した後は、特定外来生物の再侵入を防ぎ良好な河川環境を維持するため、土手の草刈りやゴミの撤去、重要種の保存など河川・水路環境の適切な整備・管理を行います。

アライグマなど動物の特定外来生物については、埼玉県、農家等との連携により、農業や生態系への影響・被害を防止するための捕獲等の対策について検討を進めていきます。



写真 アレチウリ
(出典：長野県ホームページ)



写真 アレチウリの駆除の様子
(出典：長野県ホームページ)

6) 植生、動物相などの自然環境調査の定期的実施

現在の見沼田圃の植生、動物相などの自然環境の状況について把握し、モニタリングを継続するために、5年ごとに自然環境調査を実施し、見沼田圃保全の取組による成果の確認と見直しの参考情報とします。

また、市民団体等との連携により、市民参加による環境調査も同時に実施し、見沼田圃に対する関心の喚起と具体的な活動への参加、情報の充実を図ります。



写真 市民協働による環境調査
(出典：農林水産省ホームページ)

1) 農地の保全

耕作放棄地の解消・活用

耕作放棄地については、平成 20 年度中に全国的に市町村・農業委員会が「耕作放棄地全体調査」を実施しており、これに基づき市は耕作放棄地解消計画を策定し、営農再開・保全管理の支援、遊休農地に関する措置等の実施など、耕作放棄地の解消に向けた取組を推進します。以上の取組を実施しても耕作放棄地になるおそれがある農地については、農地として維持するため、公有地化事業などにより市民農園等として活用することを検討します。

また、優良農地の確保・有効活用を図るため、農地の賃貸・売買などの流動化や営農意欲のある農家・生産組織等への農地の集約化、生産受委託の促進など、農地の利用集積を進展させるための取組を進めます。



写真 市民農園

(出典：さいたま市農業振興ビジョン改訂版)

市民と農業者の協働による環境管理

農業者の減少により、遊休農地の発生防止のための保全管理、水路の草刈りや泥上げや、道路法面の草刈りなど、共同作業における個人の負担が大きくなっています。しかし、これらの作業は、良好な環境や景観、生態系等を保全する上で重要であり、市民との協働により農業者の負担を軽減することが課題となっています。

これらの課題に取り組むために農林水産省では「農地・水・環境の保全向上対策」を推進しており、農業者と市民、NPOなどの協働による組織を設立した場合に、活動助成を行っています。見沼田圃ではこうした組織を設立し、農業者と市民、NPO等の協働により、道路の清掃活動や生態系保全に配慮した水路の管理、水田を活用した生息環境の提供などの環境管理を推進します。



写真 市民協働による道路や水路の管理

(出典：農林水産省ホームページ)

2) 市民との連携による農業の振興

後継者・担い手に対する支援

見沼田圃では担い手の不足等により耕作されない農地が拡大しており、見沼田圃の農地を保全するためには、営農が継続できるように後継者の確保や新たな担い手の育成が求められています。

後継者に対する支援として、研修・指導体制の強化や生産者の連携等による後継者の育成支援の充実や、相続税など税制上の配慮について検討を進めます。また、新たな担い手の確保に向け、新規就農者の就農支援、ランドコーディネーターの養成、援農ボランティアなど市民による担い手支援などの取組を推進します。特に耕作されない農地がさらに拡大するおそれのある地域では、農業生産法人、NPO法人などの新たな生産組織・担い手の育成に向けた取組を推進します。



写真 農業者のための講習会
(出典:さいたま市農業振興ビジョン改訂版)

都市型農業の確立に向けた支援

都心に位置するというメリットを活かした都市型農業を確立し、農業経営の安定化・生産性の向上を図るため、米、さといも、植木、切花などの農産物のブランド化や、高付加価値化のための企画・加工・販売等に対する技術的・経営的な支援、無農薬栽培や生態系に配慮した環境保全型農業など先進的な取組に対する支援など、国、県、市の連携により農家への支援の充実を図ります。



写真 さといも



写真 植木

(出典:見沼たんぼのホームページ)

地産地消の推進

生産者と消費者、流通業者等との連携により、見沼田圃で生産された農産物を市内で消費し、新鮮で安全・安心な農産物の生産と消費の拡大を図る「地産地消」を推進するため、見沼産の農産物を使った料理講習会や、農産物を購入できる直売所や農園レストラン等の整備、消費者へのPR活動などの取組を推進します。



写真 地場産農産物料理講習会
(出典：さいたま市農情報ガイドブック)

農業に関する啓発活動の推進

農業に対する市民の関心・理解を高めるため、農業の持つ価値や魅力を市民に伝えるための農業者との交流や農業体験などのイベント・PR活動などの取組や、交流・体験の場づくりを支援します。

また、市民が食を知り理解する食育や、次世代を担う子供たちに食の大切さを知ってもらう食農教育のためのイベントや児童農業体験などの取組を推進します。



写真 児童体験農園事業
(出典：さいたま市農業振興ビジョン改訂版)

1) 歴史・文化遺産の保全・活用

歴史・文化遺産の保全

大宮氷川神社、見沼通船堀の閘門、鈴木家住宅など見沼田圃や周辺台地に点在する寺社や遺跡などの歴史・文化遺産について、文化財等に指定するなど適切な保全・維持管理体制の充実に図ります。



写真 見沼通船堀
(出典：見沼たんぼのホームページ)



写真 鈴木家住宅
(出典：見沼たんぼのホームページ)

来訪者の憩いの場としての歴史・文化遺産の活用

見沼田圃及び周辺に点在する歴史・文化遺産について、ホームページや雑誌、案内マップ・パンフレットなど各種媒体による情報提供の充実に図るとともに、案内看板や説明板の設置、簡易な休憩施設の設置、歴史散策ルートの設定、歴史資料館としての整備など、来訪者が見沼田圃の歴史・文化遺産を気軽に巡ることができる環境を提供することにより、来訪者への歴史・文化の普及・啓発を図り、来訪者の増加を図ります。



写真 説明板の例

2) 農村文化の保護・伝承

地域に残る龍神伝説などの説話や伝承、獅子舞といった伝統行事など、見沼田圃の歴史・農村文化などを次世代に継承するため、市民団体や地域住民・農業者等との連携により、地域の歴史・文化に関する調査・研究・保護体制の充実に図るとともに、伝統行事の後継者など人材・活動団体の育成を図ります。また、史跡見学会など来訪者が見沼田圃の歴史・文化とふれあうイベントや学習活動、地域住民との交流・体験の場づくり、映画・芸術等の創作活動の場としての活用、歴史ガイドボランティアなど人材育成などの取組を支援します。

1) 拠点となる公園・緑地の整備

合併記念見沼公園を中心とした整備の推進

(仮称)セントラルパークの先行整備地区として開設された合併記念見沼公園を中心として段階的に整備を進めながら、見沼田圃の田園景観、生息生育環境のネットワーク、市民利用のネットワークを広げて、将来的には(仮称)セントラルパークの水と緑のネットワークの核としての整備を目指します。

しかしながら、(仮称)セントラルパーク計画区域全域を短期的に都市公園として整備することは困難であり、また、農地や宅地など様々な土地利用が混在していることから、全体計画に基づき整備可能なところから段階的に整備を進めます。

また、農地のまま市民農園として休憩施設や園路を整備し景観を整える、広場など(仮称)セントラルパークとして求められる機能を優先的に借地により整備するなど、土地の買収によらない整備を検討します。



図 セントラルパーク構想と合併記念見沼公園のイメージ

(出典：さいたま市緑の基本計画改訂版)

既存の公園・緑地の充実

大宮公園、大和田公園、市民の森、見沼自然公園、七里総合公園など、既存の公園・緑地について、見沼田圃の田園景観と調和する施設整備、特定外来生物の排除や、生物の生息生育環境を保全する植栽管理など、生態系に配慮した管理により充実を図ります。



写真 七里総合公園

(出典：見沼たんぼのホームページ)

計画公園・緑地の整備

(仮称)加田屋公園などの現在までに開設されていない計画公園・緑地について、見沼田圃の田園景観や生態系との調和を図るとともに、市民のレクリエーションの場として整備を検討します。整備にあたっては、可能なところから段階的に整備を進めるとともに、借地による整備など土地買収によらない整備も検討します。

生態系の保全再生、スポーツなどの社会的ニーズに合わせた改修

今日的な公園・緑地に対する生態系の保全・再生、スポーツなどの社会的ニーズを考慮して、既存の公園・緑地の施設や植栽、利用形態等を見直し、見沼田圃の公園・緑地として必要な改修を行います。

芝川第一調節池の生態系配慮、レクリエーションの場としての活用要請

県に対して、芝川第一調節池の整備における水鳥のための開放水面の確保や、植生の復元による生態系への配慮、遊歩道整備・広場の整備によるレクリエーションの場としての活用等について要請を行います。

2) 利活用の拠点の整備

民家や蔵など既存の建物等を活用した拠点の整備

田園景観と調和している見沼田圃及び周辺の民家や蔵などの所有者に協力を求め、それらの建物等を活用し、休憩施設や市民団体の活動拠点、イベントスペースなどの市民や来訪者のための利活用拠点として整備を検討します。

新たな施設による利活用拠点の整備

市民や来訪者による利活用拠点の不足地域を抽出し、見沼田圃及び周辺における新たな施設の整備を検討します。また、本市全体の観光振興や農業振興に寄与する物産館や道の駅等の整備について検討します。

来訪者が憩える休憩施設等の整備

市内や首都圏からの見沼田圃への来訪者をもてなすための施設として、見沼田圃の自然環境・田園風景などを体感できる場所を中心に、休憩施設、トイレ、自然観察施設等の整備を推進するとともに、見沼田圃の農産物を購入できる直売所や農家レストランの整備など地元住民によるもてなしの取組を検討します。



写真 休憩施設

3) 歩行者・自転車ネットワークの形成

広域的な散策ネットワークの形成

見沼田圃への最寄駅を来訪者（市民、観光客）をもてなす入り口として位置づけ、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通機関を活用した見沼田圃の観光コースなど、首都圏の自然散策やレクリエーションのニーズに応える広域的な散策ネットワークの形成について、関係者との協議により検討を進めます。

案内サインの整備

見沼田圃へのアクセス性や回遊性向上を図るため、「見沼田圃の散歩みち」のコース上や、見沼田圃への最寄駅、見沼田圃への主なアクセスルート等における案内板、案内標識の設置を推進するとともに、劣化している既設の古い案内誘導サインを交換し、仕様の統一化を進めます。



写真 見沼田圃の散歩みちの案内板・案内標識

見沼代用水沿いの遊歩道整備

見沼代用水土地改良区と連携して、見沼代用水西縁・東縁沿いの管理通路と道路の改修を行い、水と緑を感じながら安全に歩くことができる遊歩道の整備について推進します。



写真 見沼緑道

(出典：見沼たんぼのホームページ)

見沼田圃の周遊歩道、サイクリングロードの整備

見沼田圃において断片的に整備されている遊歩道やサイクリングロードを改修するとともに、途切れている区間の整備を進め、見沼田圃全体を徒歩と自転車で周遊できるコースの整備を検討します。



写真 サイクリングロード

(出典：緑のヘルシーロードのパンフレット)

コミュニティサイクルの導入の検討

見沼田圃における観光交流の促進に向け、来訪者（市民、観光客）の回遊性向上を図るための施策として、東大宮駅、土呂駅、大和田駅、さいたま新都心駅、東浦和駅などの見沼田圃への最寄駅及び見沼田圃内の主要施設（公園等）に複数のレンタサイクル貸出拠点を設置し、どの場所でも貸出・返却ができる「コミュニティサイクル事業」の導入計画について検討します。

4) P R ・ 情報発信の充実

市民や来訪者に対する見沼田圃のP R ・ 情報提供の充実を図るため、行政・市民団体・農業者等との連携により、見沼田圃に関するホームページの内容の充実や、広報・啓発活動、イベントなどの取組を推進し、首都圏など広域からの観光客の誘致を行います。

1) 教育の場としての活用

市内の小中学校や市民団体、農業者等の連携を図りながら、見沼田圃の農地や緑地、水辺空間等を活用した教育ファームやビオトープなど子どもたちの農業体験・自然観察等の場の充実を図り、次世代を担う子どもたちの教育活動の一環として環境教育の取組を推進します。

また、浦和博物館、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など見沼田圃の歴史・文化の伝承を目的とした既存の学習施設を市民の生涯学習の拠点として活用・充実を図ります。

2) 市民活動団体の活動支援

見沼田圃の農業、自然を活用した環境保全、環境調査、レクリエーション、援農、環境学習、農業体験など、見沼田圃をテーマとした多様な市民活動の促進を図るため、市民活動団体の取組内容に関する情報発信や、活動団体間の連携などに対する支援を行います。

3) 市民農園・観光農園等の充実

市民や首都圏からの来訪者に対して農を身近に感じられる新たなライフスタイルを提供するため、自然観察会など来訪者が見沼田圃の自然とふれあう活動・学習の場や、市民農園、観光農園、レクリエーション農園、クラインガルテン、福祉農園、体験水田など来訪者が農業とふれあう場などとして、見沼田圃の農地・緑地・水辺等の有効活用を促進するとともに、それらの活動の拡大・充実を図ります。



写真 教育ファーム

(出典：さいたま市農情報ガイドブック)



写真 市民農園

(出典：さいたま市ホームページ)